

令和7年度 市町人権教育推進協議会等事業に関する調査結果の概要

1. はじめに

令和7年度市町人権教育推進協議会等事業に関する調査を実施し、ここにその概要をまとめた。

調査方法 : 調査票による調査

調査期日 : 令和8年1月～3月

回収率 : 100% (19市町)

2. 正式名称

市町人推協等名称	市町数		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
人権教育推進協議会	9	9	9
人権・同和教育推進協議会	1	1	0
人権尊重推進協議会	0	0	1
同和教育推進協議会	1	1	1
「人権・生涯」学習推進協議会連合会	1	1	1
人権尊重都市推進会議	1	1	1
人権尊重のまちづくり推進協議会	1	1	1
まちづくり人権教育推進協議会	1	1	1
人権のまちづくり協議会	1	1	1
人権まちづくり会議	1	1	1
人権啓発推進協議会	1	1	1
人権啓発推進連絡協議会	1	1	1
合計	19	19	19

3. 会費について

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
会費を集めている市町	2	2	2

4. 学区人推協等の組織について

		令和5年度	令和6年度	令和7年度
学区人推協等	市町数	9	10	10
	総数	125	139	139

5. 啓発講師団の設置状況について

	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	市町数	講師数(女性)	市町数	講師数(女性)	市町数	講師数(女性)
設置している市町	12	242(76)	12	251(83)	12	274(93)
設置していない市町	7		7		7	
合計	19		19		19	

6. 人権教育推進員等について

(1) 推進員の年次別人数

年度	人数	年度	人数	年度	人数	年度	人数	年度	人数
昭和 59	4,487	平成 6	4,491	平成 16	5,234	平成 26	5,650	令和 6	5,959
60	4,491	7	4,558	17	5,243	27	5,713	7	5,670
61	4,496	8	4,710	18	5,448	28	5,631	8	
62	4,421	9	4,735	19	5,398	29	5,577	9	
63	4,209	10	4,793	20	5,400	30	5,614	10	
平成元	4,228	11	4,900	21	5,444	令和元	5,937	11	
2	4,228	12	5,033	22	5,642	2	6,150	12	
3	4,282	13	5,105	23	5,585	3	5,185	13	
4	4,330	14	5,161	24	5,756	4	5,097	14	
5	4,403	15	5,031	25	5,711	5	6,024	15	

(2) 推進員等の選出方法

選出方法	令和5年度	令和6年度	令和7年度
自治会長等の推薦または自治会員等の投票	19	19	19
市町長からの任命・依頼	0	0	0
合計	19	19	19

7. 市町の人権教育研修会開催状況(人権教育推進員等の研修は除く)

	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	住民を対象とした啓発・研修	住民を対象にしたリーダー養成研修	住民を対象とした啓発・研修	住民を対象にしたリーダー養成研修	住民を対象とした啓発・研修	住民を対象にしたリーダー養成研修
実施延べ数	190	17	164	17	166	21
参加延べ人数	23,869	920	16,860	1,118	13,894	1,327

8. 学区人権教育研修会等開催状況

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実施延べ回数	204	293	267
参加延べ人数	13,835	18,063	15,261
実施市町数	11	13	13

9. 地区別(自治会・区別・ブロック別)懇談会等

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
自治会数	2,669 (内ブロック数 11)	2,578 (内ブロック数 11)	2,619 (内ブロック数 12)
実施自治会数	1,907 (内ブロック数 11)	1,890 (内ブロック数 11)	1,902 (内ブロック数 12)
実施延べ回数	2,067	2,055	2,030
参加延べ人数	41,122	42,029	41,649

令和7年度 市町人権教育推進協議会事業に関する調査結果より一部抜粋 ≪令和7年度の取組状況と令和8年度の計画案について≫

① 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」平成28年4月1日施行及び「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」平成31年4月1日（10月1日全部施行）の制定を受けての取組について
 （実施市町13）

・「市人推協と企業の合同研修会」で、障害者の自立をテーマにした人権講座を開催した。
・人権フェスティバル2025において、障害のある人の人権をテーマとした講演会を実施した。
・障スポ開催を契機とした障害者の人権の啓発活動として、障害者の人権に関するリーフレットの発行、現地研修として障害者福祉施設の見学、障害者の人権に関するパネル展示、障スポの視察を行った。
・市発行の啓発紙「知っているからしているへ」で社会モデルを啓発する内容を取り入れた。「陽寄人」では障スポの記事を掲載した。
・障害者問題をテーマとした講座を開催し啓発した。令和4年度に作成した啓発パンフレットを利用し、人権まちづくり会議総会等で配布するなど啓発を促進した。
・研修会で障害者の人権をテーマに講演会を開催した。また、地域懇談会で定期的に啓発を行った。
・子どもの人権問題に対する正しい理解と認識を普及・啓発することを目的として、「ふれあい学習会」において現代の社会経済環境を踏まえて子どもの人権に関する理解促進を図ることとした。今年度は国スポ・障スポと絡めて「スポーツ」と「子育て・親育ち」をテーマとして実施した。
令和8年度に向けての計画について （実施予定市町10）
・講演会や催しの開催時に、啓発チラシやパンフレットを配布し啓発を行う。
・「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」について周知できる機会を設け続けたい。セミナーや啓発紙の活用を引き続き進めたい。
・障害者問題をテーマとした講座を開催し啓発する。
・子どもの人権問題に対する正しい理解と認識を普及・啓発することを目的として、「ふれあい学習会」において現代の社会経済環境を踏まえて子どもの人権に関する理解促進を図ることとする。次年度は子どもの人権と福祉をテーマとして企画している。
・じんけん学びあいセミナーで「障害者の人権」を扱う講座の中で説明する予定。

② 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（平成28年6月3日施行）を受けての取組について
 （実施市町9）

・地域の学習会で外国人雇用等をテーマにした講演会を行った。
・「人権連続講座」で、外国人の人権をテーマとして扱った。
・自治会の学習会を開催するにあたり、インターネットをテーマにした資料やDVDを紹介した。
・まちづくりセミナーで「多文化共生とは」というテーマで日本で暮らす外国人の人権について啓発した。
・令和5年度に作成した啓発パンフレットを利用し、人権まちづくり会議総会等で配布するなど啓発を促進した。
・外国人と地域住民が共に安心して生活するため、互いの文化の違いを理解し、人権を尊重する「共生社会」の実現に向けて多文化共生講演会を実施した。
令和8年度に向けての計画について （実施予定市町9）
・自治会人権学習会で取り組み、啓発リーフレット等を配布する。
・人権・同和教育研究大会全体会において、ヘイトスピーチ防止について講演会を開催する。
・人権尊重のまちづくりセミナーで取り組むテーマ候補の一つとする。啓発紙等を活用して法の施行やポイントについて説明を行う。
・外国人問題をテーマとした講座を開催し啓発する。令和5年度に作成した啓発パンフレットを利用し啓発を促進する。
・多文化共生協会と連携し、事業推進の中で啓発を行っていく。
・外国人と地域住民が共に安心して生活するため、互いの文化の違いを理解し、人権を尊重する「共生社会」の実現に向けて多文化共生講演会を実施する。

③ 「部落差別解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」平成28年12月16日施行を受けての取組について
(実施市町13)

・8月に開催した「自分のための人権講座」で同和問題等をテーマにした映画「福田村事件」を上映した。
・9月に大型量販店において街頭啓発を実施するとともに、自治会人権学習会で講演等の実施および啓発リーフレット等を配布した。
・人権啓発リーダー講座において、「部落差別解決に向けた取組」に関する講座を1回開催した。また、忌避意識についての記載のある教材を各自治会で回覧する資料として配布した。
・8月に全戸配布の「人推協だより」の中で、部落差別解消に向けた記事を掲載した。啓発紙「陽寄人」で水平社宣言を取り上げた。
・市ホームページに掲載、主催事業やイベント等開催の際に同法について啓発した。 ・市人権啓発推進協議会が同法の啓発のために作成したクリアファイルを活用し、各種研修会等の参加者に配布し同法の周知を行った。
・人権のまちづくり講座で靱山氏を講師に迎えて「部落差別」をテーマに開講した。
・9月の町民人権問題学習講座では、「町民人権問題学習講座」部落差別とわたし〜住吉にうまれて〜と題し講演を実施した。
令和8年度に向けての計画について (実施予定市町13)
・7月に同和問題をテーマにした人権講座を開催する予定。
・学習冊子「めざめ」第49集に掲載する予定。会報「市同推協」No.95、96に掲載する予定。
・市ホームページに部落差別解消推進法について掲載する。 ・市で作成した啓発リーフレットを研修会等で配布したり、自治会へ紹介し、啓発推進を行ったりする。
・部落差別解消推進法についてのリーフレット等を活用して周知を図っていく予定である。
・啓発紙「陽寄人」で「情報流通プラットフォーム対処法」等を取り上げる。9月の同和問題啓発強調月間には、街頭啓発など啓発活動を実施する。
・広報やホームページへの掲載、同和問題講演会を計画している。
・まちづくり会議で作成した啓発パンフレット等を研修会などにおいて配布する。また、部落差別をテーマにした講座を開催する。

④ インターネットを悪用した誹謗中傷や差別書き込みなどに対する本年度の取組について (実施市町15)

・人権尊重のまちづくり市民講座でメディアリテラシーに関する講演会を実施した。
・人権教育行政推進班(職員)向けに、インターネット上の人権をテーマとした研修会を開催した。 ・自治会の学習会を開催するにあたり、インターネットをテーマにした資料やDVDを紹介した。 ・インターネット上の人権をテーマに、指導者向けの研修会を開催した。
・人権啓発リーダー講座において、「インターネットと人権」に関する講座を1回開催した。また、「じんけんミーティング」で本項目に関する啓発視聴覚教材を活用した。 ・「情報流通プラットフォーム対処法」について特集した資料を市内全戸に配布した。
・人推協でネットモラルに関するDVDを購入し、まちづくり懇談会での活用を促した。まちづくりセミナーでインターネットと人権にかかわる講演会を開催した。
・作成した啓発パネルを活用して市内公共施設に掲示した。 ・インターネット上での差別書き込みの削除要請を行った。
・人権教育基礎講座において、「スマホやSNSトラブルから身を守るために」として講座を開催し、インターネット上のトラブルや人権問題について学んだ。
・PTA連絡協議会が主催する小学生スマホ・ケータイ教室および中学生スマホ教室において、インターネットを介した人権侵害の加害者や被害者にならないための普及・啓発活動を実施した。
令和8年度に向けての計画について (実施予定市町10)
・インターネットモニタリングを継続していく。
・自治会学習会や資料の回覧等に活用できる資料を提供し、啓発を行う。
・人権啓発リーダー講座において、「インターネットと人権」に関する講座を開催する予定である。また、「じんけんミーティング」で本項目に関する啓発視聴覚教材を活用する。
・啓発紙や人権尊重のまちづくりセミナーで取り上げる人権課題の中にインターネットにかかわる内容を盛り込む。
・PTA連絡協議会が主催する小学生スマホ教室や人権擁護委員が行うスマホ教室等と連携することにより、インターネットを悪用した誹謗中傷や差別的書き込み等の被害者や加害者にならないための普及・啓発活動を実施する。

⑤ 性的指向・ジェンダーアイデンティティに関連した差別や偏見などに対する取組について (実施市町12)

<ul style="list-style-type: none"> ・婚姻の平等（同性婚）をテーマとしたパネル展「私たちだって” いい夫婦” になりたい展」を開催した。 ・性的指向・ジェンダーアイデンティティをテーマに、指導者向けの研修会を開催した。 ・自治会の学習会を開催するにあたり、性的指向・ジェンダーアイデンティティをテーマにした資料や DVD を紹介した。
<ul style="list-style-type: none"> ・市啓発紙で性的マイノリティの方が利用できる制度を紹介した。人推協所有の DVD を使って性的指向・ジェンダーアイデンティティについて考えるまちづくり懇談会をもった自治会があった。
<ul style="list-style-type: none"> ・人権のまちづくり講座で橋本氏を講師に迎えて「性の多様性」をテーマに開講した。
<ul style="list-style-type: none"> ・地域や各種団体からの依頼に基づき職員を派遣する「まちづくり出前講座」において、「人権と福祉のまちづくり」をテーマとして生涯学習課職員が講師となる際に、講義資料の中で「多様な性に関する人権」の課題として LGBT 等の話題を取り上げている。
<p>令和8年度に向けての計画について (実施予定市町12)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・人権啓発リーダー講座において、性の多様性に関する講座を開催する予定である。また、「じんけんミーティング」で本項目に関する啓発視聴覚教材を活用する。 ・人権尊重のまちづくりセミナーで取り組むテーマ候補の一つとし、パートナーシップ制度や電話相談など市の取組とあわせて啓発に努める。 ・LGBTQ や性の多様性をテーマとした講座を開催し啓発する。 ・パートナーシップ制度の啓発・周知と併せ啓発を行っていく。 ・LGBT 理解増進法が制定・公布され、国民の関心も高まる中、住民自らが正しい理解を深め、家庭や地域で継続的に学習を進めることができるよう啓発を進める。

⑥ その他の取組について (実施市町12)

<ul style="list-style-type: none"> ・人権啓発リーダー講座において、「ハンセン病の正しい理解と差別解消に向けて」をテーマに講座を1回開催した。 ・人推協所有の DVD を使ってヤングケアラーや子どもの人権について考えるまちづくり懇談会をもった自治会があった。 ・地域の実情に合った人権テーマを設定できるよう包括的な人権学習教材を揃えるよう試みている。 ・9月の町民人権問題学習講座では、「『差別は、たいてい悪意や意図なき人が起こす社会問題』～無意識の差別、していませんか、気づいていますか?～」と題して講演を実施した。
<p>令和8年度に向けての計画について (実施予定市町10)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・市で作成した、アンコンシャスバイアス、マイクロアグレッションをテーマとした啓発リーフレットを自治会へ紹介し、啓発推進を行う。 ・じんけん学びあいセミナーで「女性の人権と男女共同参画社会」をテーマにした講座を開設する予定。 ・人権問題研修講座において、「犯罪被害者の人権」または「青少年の非行・犯罪防止」をテーマとして実施する予定。

⑦ その他

<p>【地区別懇談会について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区別懇談会では人権啓発 DVD を活用し、テーマに沿った学びを進めているが、人権啓発 DVD の購入費が高額であるため、市町人権推進協議会予算での対応に苦慮している。県からの DVD 購入の助成など検討いただけるとありがたい。 ・参加者や内容の固定化が課題となっている。 ・過去に作成した「字別懇談会を進めるために 人権委員学習の手引き」の活用を図る必要がある。 ・少子高齢化に伴い、現状の地域の活動の維持が10年単位で考えた際に不可能なため、持続可能な地域づくりのためにこれまでの人権の歩みを継承しつつ、持続可能な人権の体制の構築が各地区考えるタイミングに来ている。
<p>【社会教育における人権学習の手引「波紋」について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料の内容に間違いがないかを確認する際の参考資料として活用。 ・役場人権担当窓口、公民館人権コーナー、図書館に設置し、研修会の教材として提供している。
<p>【効果的に学べた研修先】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部落解放研究第58回全国大会（宮崎市） ・箕面市 NPO 法人くらしづくりネットワーク北芝（大阪府箕面市） ・近江商人博物館（東近江市） ・国立印刷局彦根工場（彦根市） ・人権ネットワーク八幡（近江八幡市）